



基安安発 0430 第 2 号  
平成 26 年 4 月 30 日

全国管工事業協同組合連合会 御中

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

平成 26 年度の建設業における労働安全対策の推進  
に係る協力要請について

平素より労働安全行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、厚生労働省では、平成 26 年度の労働安全対策の推進に当たり、下記の事項に重点を置いた取組を進めることとしています。

つきましては、了知の上、別紙一覧に記載された関係通達等に御配意いただき、会員への周知等に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 建設工事関係者連絡会議の設置

- (1) 防災、減災等に資するいわゆる国土強靱化基本法の成立、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた各種建設工事の開始等に伴い、全国的に人材不足が深刻になり、人材の質の維持や現場管理に支障を来すことが懸念されることから、既存の発注機関連絡会議に建設関係団体等を加えて拡大した建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロールの実施、新規参入者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）等の促進を協議し、合意したものから実行に移していく取組を進める。
- (2) 連絡会議においては、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（仮称）」（下記3関係であり、策定予定。以下「斜面崩壊労災防止ガイドライン」という。）についての協議、建設業の職長等に対する指導力向上教育研修会を開催する委託事業（下記6関係）等への協力要請等も行う。

## 2 墜落・転落災害防止対策

(1) 足場からの墜落・転落災害について、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置が不十分であったものが依然として全体の約9割を占めていることから、足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底等労働安全衛生規則の遵守の徹底を図る。

(2) 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置するよう指導する。

(3) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき、手すり先行工法等「より安全な措置」や墜落時に労働者の救出に時間を要する場所でのハーネス型安全帯の使用の普及を図る。

なお、委託事業により引き続き専門家による個別事業場への「より安全な措置」の実施に係る診断・指導を行う。

(4) 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において足場の設置が困難な場合には、委託事業で作成されたテキストを活用する等して、安全帯の適切な取付設備を設置し、安全帯の使用を徹底するよう指導する。

また、足場の設置が困難な屋根上での改修等の作業については、取付設備の位置が低いため、墜落時の衝撃が大きいことから、ショックアブソーバー付きハーネス型安全帯の使用を勧奨する。

## 3 斜面崩壊による労働災害防止対策

斜面崩壊労働災害防止ガイドラインに基づき、発注者、調査・設計業務を行う者及び施工者が情報を共有し、それぞれの役割に応じて、各種措置を実施するという取組を進める。

## 4 ずい道等建設工事における災害防止対策

ずい道等建設工事については、可燃性ガス対策、軌道装置の逸走対策、異常出水対策、地山の点検とその結果に応じた措置の実施、救護体制の確立等の徹底を図る。特に、水底下のシールドトンネル施工については、「シールドトンネル施工に当たっての留意事項について」（平成24年8月6日付け基安安発0806第1号）の徹底を図る。

## 5 鉄骨切断機等による災害の防止対策

鉄骨切断機等に関する改正労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を指導するとともに、一定の者に対して設けられた平成26年6月末までの猶予措置については、猶予措置期限直前に技能特例講習の受講者が集中しないよう計画的な受講を指導する。

- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に係る留意事項について」（平成 25 年 7 月 12 日付け基安安発 0712 第 1 号）
- ・「車両系建設機械（解体用）技能特例講習の受講促進について（要請）」（仮称）（平成 25 年度内発出予定）

## 6 職長等の指導力向上

現時点では、関連通達は特になし。

## 7 復旧・復興工事災害防止対策の徹底

- ・「東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～」（平成 23 年 8 月 31 日付け基安安発 0831 第 4 号、基安労発 0831 第 2 号、基安化発 0831 第 2 号）
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策について」（仮称）（再掲）
- ・「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」（平成 23 年 10 月 21 日付け基安発 1021 第 2 号）
- ・「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」（平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号）
- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 13 号）（再掲）
- ・「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」（平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 14 号）（再掲）
- ・「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について（要請）」（平成 25 年 6 月 3 日付け基安発 0603 第 1 号）（再掲）
- ・「車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の基準について」（平成 25 年 6 月 6 日付け基発 0606 第 1 号）（再掲）
- ・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に係る留意事項について」（平成 25 年 7 月 12 日付け基安安発 0712 第 1 号）（再掲）

## 8 その他関係通達

- ・「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」（平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号）
- ・「建設業における労働災害防止対策の強化について（要請）」（平成 25 年 11 月 14 日付け基安安発 1114 第 1 号）
- ・「ワイヤソーイング工法安全作業指針の周知について」（平成 26 年 2 月 3 日付け基安安発 0203 第 1 号）

## 6 職長等の指導力向上

建設業の職長等の指導力を向上させるため、委託事業により、建設業の職長等を対象に指導力向上教育研修会を全国で開催することとしているので、その活用を図る。

## 7 復旧・復興工事災害防止対策の徹底

- (1) 地方自治体、国の出先機関等と連携しながら、工事の進捗状況に応じて、除染工事、生活基盤の復旧工事、建築物等の解体工事等について、引き指導を実施する。
- (2) 建築工事については、今後、木造家屋建築工事の増加や、災害公営住宅の建築工事の本格化が見込まれる地域もあることから、建築確認申請を受け付ける市町村、東日本大震災復旧復興工事労災防止支援センター、木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会等と連携を図りつつ、必要な指導等を行う。
- (3) 本格化している除染工事や生活基盤の復旧工事等に対する指導に当たっては、特に、重機による災害、墜落・転落災害、土砂崩壊災害等重篤な災害につながりやすい労働災害の防止を図る。このうち道路復旧工事等については斜面崩壊労災防止ガイドラインで定められた各種措置の実施について、連絡会議や東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議等の場を活用し、関係発注機関等の取組を促進する。

また、復旧・復興工事等における上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削工事において土砂崩壊災害が発生していることから、引き続き、関係発注機関等に対して「土止め先行工法」の更なる普及に努めるよう働きかける。

- (4) 「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について」(平成23年10月21日付け基安発1021第2号)に基づく東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議については、エリア別協議組織の円滑な運営に資するよう、復旧・復興工事の進捗状況に応じ、適切な時期に県単位又は地区単位の連絡会議を開催する。
- (5) 復旧・復興工事には、引き続き、建設業で初めて就業する者が増加していること、他地域からの技能労働者等が被災地域に集まっていること等から、新規参入者に対する安全衛生教育が確実に実施されるよう指導するとともに、委託事業で実施する建設業の職長等に対する指導力向上教育研修会への参加を積極的に勧奨する。

平成 26 年度の建設業における労働安全対策の関連通達等一覧  
(一部既に要請済の通達等あり)

- 1 建設工事関係者連絡会議
  - ・ 「建設工事関係者連絡会議の設置について」(仮称)(平成 25 年度内発出予定)
  - ・ 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」(平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号)
- 2 墜落・転落災害防止対策
  - ・ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」(平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号)
  - ・ 「「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく指導等について」(平成 24 年 3 月 1 日付け事務連絡)
  - ・ 「足場等の安全点検の確実な実施について」(平成 24 年 4 月 9 日付け事務連絡)
  - ・ 「足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」(平成 26 年 3 月 10 日付け基安安発 0310 第 1 号)
- 3 斜面崩壊による労働災害防止対策
  - ・ 「斜面崩壊による労働災害の防止対策について」(仮称)(策定予定)(別途要請予定)
- 4 ずい道等建設工事における災害防止対策
  - ・ 「シールドトンネル施工に当たっての留意事項について」(平成 24 年 8 月 6 日付け基安安発 0806 第 1 号)
- 5 鉄骨切断機等による災害の防止対策
  - ・ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 13 号)
  - ・ 「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」(平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 14 号)
  - ・ 「解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について(要請)」(平成 25 年 6 月 3 日付け基安発 0603 第 1 号)
  - ・ 「車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習の基準について」(平成 25 年 6 月 6 日付け基発 0606 第 1 号)